

Ⅱ．茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版) 進捗状況報告書(平成 25 年度版)に対する答申

平成 25 年 7 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第 22 条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、平成 25 年 9 月に答申をいただきました。本書の「Ⅰ．茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標の達成状況と重点施策の進捗状況に対する評価と今後の方向性」は、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

なお、個々の重点施策についての環境審議会評価については答申の添付資料として提出されましたが、P14～P87 の「重点施策進行管理シート」にある「環境審議会評価」欄と重複するため省略させていただきました。添付資料を含めた答申の全文については、市ホームページでご覧いただけます。

(URL:<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/torikumi/29202/35253/034684.html>)



茅ヶ崎市長に答申を提出する長谷川功会長

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)
進捗状況報告書(平成 25 年度版)に対する答申

平成 25 年 9 月 30 日

茅ヶ崎市環境審議会

目 次

はじめに	1
1 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の目標の平成 24 年度における進捗状況の評価について	2
2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）の重点施策の平成 24 年度における進捗状況の評価について	2
(1) 自然環境分野の重点施策の進捗状況評価について	3
(2) 生活環境分野の重点施策の進捗状況評価について	4
(3) 自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策の進捗状況評価について	4
(4) 重点施策に対する予算措置状況について	5
(5) 「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書（平成 25 年度版）」全体について	6
1) 記載方法について	7
2) 記載内容について	7
3) 「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）年次報告書」（みどり表紙）と「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書」（ブルー表紙）の連続性と整合性について	7
4) 重点施策に対する担当課の役割分担の明確化	8
5) 市民意見の反映について	8
添付資料	
「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書（平成 25 年度版）」における重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧	9

はじめに

茅ヶ崎市は、急激な都市化の進行に伴って市内の緑地や農地の減少、古い屋敷林・街路樹などが伐採されるなど、人と自然との繋がりや、それによって守られてきた市内の貴重な「みどり環境」が大きく変貌してきている。

一方、茅ヶ崎市は東京や横浜などの大都市に近いことから次第に人口が増加し、発生するごみの問題や温室効果ガスである二酸化炭素の削減など生活環境面での対応が重要になってきた。

このように多様化する環境問題に対応するため、平成 23 年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」が策定された。この計画は、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素社会の構築を軸としており、しかも計画の実効性を高めて環境の保全を確実に繋げていくことに主眼を置いて、重点施策の具体化や施策体系の再構築を行うとともに、庁内体制の強化を掲げたより意欲的な計画で、平成 23 年度からこの計画に基づいて様々な事業が実施されている。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」では、進行管理の手法として、毎年、できる限り早い時期に取り組み実績の検証結果をまとめ、「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書」を公表し、それに対する市民及び環境審議会の意見を聴取することで、予算措置を含めた次年度以降の施策展開ができるようにしている。

茅ヶ崎市環境審議会では、前年度に引き続き「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」に位置付けた目標と重点施策の平成 24 年度における進捗状況について、「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 25 年度版)」における担当課の実施状況と自己点検評価ならびに市民のご意見を参考にして、下記の方法によって茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申する。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 25 年度版)」の評価に先立って、環境審議会委員を「自然環境分科会(小池文人分科会長以下 6 名)」及び「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下 7 名)」に分けた。但し、環境審議会委員の各分科会への出席や意見陳述は自由とした。各分科会とも 2 日間(自然環境分科会は 8 月 5 日 9:00~12:00 と 16 日 13:00~16:00、生活環境分科会は 8 月 2 日 9:00~12:00 と 7 日 9:00~12:00)、各担当課から重点施策の進捗状況について説明を受け、担当課からの報告を参考にして分科会として進捗状況に対する評価を協議し、その結果を各分科会長から環境審議会に報告してもらい、それを環境審議会として審議し、その結果を答申とすることにした。

本答申は、単なる進捗状況の評価だけでなく、重点施策に対する環境審議会としての意見等を付したものであり、この意見が、行政部局が「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」を推進する際の参考となることで、茅ヶ崎市の豊かな自然環境や生物多様性が保全され、また、資源循環型社会や低炭素社会が構築されることを期待する。

平成 25 年 9 月 30 日

茅ヶ崎市環境審議会 会長 長谷川 功

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 25 年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標及び重点施策の平成 24 年度の進捗状況について)**

1 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の目標の平成 24 年度における進捗状況の評価について

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)に掲げた目標は、平成 24 年度の環境審議会でその進捗状況と妥当性について評価を行った。その結果は、「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)年次報告書(平成 24 年度版)」掲載の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の目標の達成状況と重点施策の進捗状況に対する評価と今後の方向性」及び「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 24 年版)に対する答申」を参照されたい。

この目標は、茅ヶ崎市環境基本計画を作成した 2011 年に掲げたものであり、年々評価するものではない。従って、本年度は環境状況の変化に対する妥当性のみ点検することにした。

目標は、昨年度の評価のままとすることにしたが、昨年度の環境審議会で見直しが指摘された 3 目標については点検した。その結果は次の通りである。

○目標 11「生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。」

昨年度の評価で「生産者直売所登録数が減少する一方で、生産者の軒先販売や大型店への納入販売などが行われている実態に合った評価目標への見直しが必要」とされたところ、平成 24 年度に「地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成 32 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。」と改訂された。

○目標 12「学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。」

昨年の審議会では「農業水産課との連携で、農家に対して給食材料を品数に加えて量的にも安定供給してもらうような政策を採るべきであろう」という評価結果となったが、平成 24 年度になっても見直しはされておらず、そのままとなっている。

○目標 14「市域のCO₂排出量を平成 32 年度(2020 年度)約 524 千 tCO₂(平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。」

昨年の審議会では「設定目標値と策定中の地球温暖化対策実行計画の目標値に差異があり、目標の修正が必要であり、目標値にはできるだけ生データを活用し、市民の省エネ行動とつながるような目標にすることが大切」と評価されたが、これもそのままで見直されていない。

以上のことから、目標 12、14 については、いずれかの時点で見直す必要がある。

2 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の重点施策の平成 24 年度における進捗状況の評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた重点施策に対する評価の目安を表1に示す。

表1 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安（例）	評価	評価の内容	目安（例）
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40～59%
B	概ね順調に進んでいる	75～89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60～74%	—	取り組みなし	0%

表1の目安によって平成24年度の進捗状況を自然環境分科会（重点施策1～20）、生活環境分科会（重点施策21～31）で検討した結果を環境審議会で審議して答申にとりまとめた。また、重点施策32～37は共通施策として審議会全体で評価を行って答申にとりまとめた。

まず、重点施策全37施策の評価結果の総括を表2に示す（詳細は添付資料を参照）。

表2 重点施策37施策の評価結果総括

評価	評価の内容	評価結果集計（構成比）
B	概ね順調に進んでいる	9/37（24%）
C	ある程度進んでいる	18/37（49%）
D	あまり進んでいない	10/37（27%）

表2に示されるように、重点施策37施策のうち、環境審議会としては「概ね順調に進んでいる」評価Bが9施策（24%）であり、平成23年度より少し進捗が見られたが、その主なものは生活環境関係である。「ある程度進んでいる」評価Cは18施策（49%）、「あまり進んでいない」評価Dは10施策（27%）となり、平成23年度よりやや後退している。「今後、積極的な取り組みが必要」評価Eはなくなった。特に、自然環境分野の重点施策はC評価が減り、D評価が増加しており、自然環境に関連する重点施策を、もう少し積極的に推進する必要がある。

（1） 自然環境分野の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境分野の重点施策20施策の平成24年度の取り組みに対する環境審議会評価結果と、参考までに平成23年度の取り組みに対する環境審議会評価結果を表3に示す。また、その総括を表4に示す。

表3 自然環境分野の重点施策の進捗状況の評価

分野	自然環境分野																			
施策 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
23年度	C	E	C	C	C	C	D	C	C	C	C	C	D	D	D	D	D	C	D	D
24年度	D	C	C	C	D	D	D	D	D	C	D	C	C	C	C	D	D	C	D	D

表4 自然環境分野の重点施策の評価結果総括

評価	評価の内容	平成23年度 評価結果集計（構成比）	平成24年度 評価結果集計（構成比）
C	ある程度進んでいる	11/20（55%）	9/20（45%）
D	あまり進んでいない	8/20（40%）	11/20（55%）
E	今後、積極的な取り組みが必要	1/20（5%）	なし

「ある程度進んでいる」評価Cは9施策（45%）であり、平成23年度より減少した。また、「あまり進んでいない」評価Dは11施策（55%）となり前年度評価より増加したが、「今後、積極的な取り組みが必要」評価Eはなくなった。このように自然環境分野の重点施策の55%が「あまり進んでいない」という評価となった理由としては、6ページに記載してあるが、自然環境分野の重点施策は、記載内容が少なく上に、取り組みによって得られた成果の記述が少ないことが、評価を下げた一因であろう。

（2）生活環境分野の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた生活環境分野の重点施策11施策の平成24年度の取り組みに対する環境審議会評価結果と、参考までに平成23年度の取り組みに対する環境審議会評価結果を表5に示す。また、その総括を表6に示す。

表5 生活環境分野の重点施策の進捗状況の評価

分野	生活環境分野										
施策 No.	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
23年度	C	C	C	C	C	C	B	B	C	B	B
24年度	B	C	C	B	B	C	C	B	C	B	B

表6 生活環境分野の重点施策の評価結果総括

評価	評価の内容	平成23年度 評価結果集計（構成比）	平成24年度 評価結果集計（構成比）
B	概ね順調に進んでいる	4/11（36%）	6/11（55%）
C	ある程度進んでいる	7/11（64%）	5/11（45%）

平成24年度の評価は、「概ね順調に進んでいる」評価Bが6施策（55%）と増加し、「ある程度進んでいる」評価Cは5施策（45%）と減少し、重点施策が概ね順調に進捗している。

また、最近、公園や空き地などでしばしば見られる犬の糞の放置については、生活環境の重点施策を補完する施策「きれいなちがさき条例の周知啓発」の一つとして、愛犬家の一層のマナー向上の促進が望まれる。

（3）自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策の進捗状況評価について

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた自然環境・生活環境両分野に共通の重点施策6施策の平成24年度の取り組みに対する環境審議会評価結果と、参考までに平成23年度の取り組みに対する環境審議会評価結果を表7に示す。また、その総括を表8に示す。

表7 自然環境分野・生活環境分野に共通の重点施策の進捗状況の評価

分野	共通分野					
施策 No.	32	33	34	35	36	37
23年度	C	C	B	C	C	B
24年度	C	C	B	C	B	B

表 8 共通分野の重点施策の評価結果総括

評価	評価の内容	平成 23 年度 評価結果集計（構成比）	平成 24 年度 評価結果集計（構成比）
B	概ね順調に進んでいる	2/6（33%）	3/6（50%）
C	ある程度進んでいる	4/6（67%）	3/6（50%）

「概ね順調に進んでいる」評価Bが3施策、「ある程度進んでいる」評価Cは3施策であり、重点施策の50%が「概ね順調に進んでいる」で順調に進んでいると評価できる。

(4) 重点施策に対する予算措置状況について

平成24年度から「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書」に対する評価は、時期を早めて9月末に市長へ答申する方式を採ることにした。その理由は、茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）を推進するための重点施策の推進に必要な予算措置を講じるためである。

そこで、昨年度の環境審議会の答申を受けた後の予算化状況について検討した。その結果は以下の通りである。

○自然環境分野(重点施策1～20)

自然環境分野の重点施策の予算で平成24年度予算に対する平成25年度予算の増減を表9に示す。

表 9 自然環境分野の重点施策の予算で平成24年度予算に対する平成25年度予算の増減

項目	予算措置なし	予算額変わらず	予算額減少	予算額増加
重点施策番号	1, 6, 11, 18	9, 10, 14, 15	2, 16, 17, 19, 20	3, 4, 5, 7, 8, 12, 13
施策数	4 施策	4 施策	5 施策	7 施策 (1000万円以上予算 3 施策 100万円以上予算 4 施策)
構成比	20 %	20%	25%	35%
	65%			

重点施策20施策中で平成24年度は予算なしが10施策あったが、平成25年度は半数以下の4施策となった。そして、平成25年度に予算申請額が増加した施策は7施策あり、環境審議会の答申が行政当局の重点施策の推進のための予算獲得の後押しとなったものと推察する。しかし、重点施策20施策の内、13施策（65%）が「予算措置なし」「予算額変わらず」「予算額減少」である。

予算措置がない重点施策4施策の中で、計画やシステム、ルール作成のように必ずしも金銭的な裏づけがなくても実施できそうな施策はともかく、「～を保全する」のように具体的な目標や事案が明記されている施策11は予算措置が必要であると考ええる。

特に、茅ヶ崎市の豊かな自然環境を保全することを環境基本計画にのっとって本格的に実施するためには、予算措置が不可欠と考え、その予算化あるいは増額を提言する。

○生活環境分野(重点施策21～31)

生活環境分野の重点施策の予算で平成24年度予算に対する平成25年度予算の増減を表10に示

す。

表 10 生活環境分野の重点施策の予算で平成 24 年度予算に対する平成 25 年度予算の増減

項目	予算措置なし	予算額変わらず	予算額減少	予算額増加
重点施策番号	23	21, 30	22, 24, 25, 27, 28, 31	26, 29
施策数	1 施策	2 施策	6 施策	2 施策 (1000 万円以上予算 1 施策 10 万円以上予算 1 施策)
構成比	9%	18%	55%	18%
	82%			

2 施策が平成 24 年度と比べて平成 25 年度の予算額が増額となっている。予算措置がない施策は 1 施策のみで 10 施策には何らかの予算措置がとられており、約半数の 6 施策 (55%) が 100 万円以上となっている。このことが、生活環境分野の進捗状況が進んでいることと関係しているものと思われる。今後は、この予算執行の状況報告と、予算額に対する費用対効果の検証が必要であろう。

○共通分野(重点施策 32～37)

共通分野の重点施策の予算で平成 24 年度予算に対する平成 25 年度予算の増減を表 11 に示す。

表 11 共通分野の重点施策の予算で平成 24 年度予算に対する平成 25 年度予算の増減

項目	予算措置なし	予算額変わらず	予算額減少	予算額増加
重点施策番号	36	なし	34	32, 33, 35, 37
施策数	1 施策	—	1 施策	4 施策 (100 万円以上予算 2 施策 10 万円以上予算 1 施策 1 万円以上予算 1 施策)
構成比	17%	—	17%	66%
	34%			

共通分野の重点施策 6 施策中 5 施策 (83%) は予算化されており、しかも、半数を超える 4 施策で予算の増額措置がとられていることが、この重点施策が比較的順調に進んでいる理由であろう。今後は、この予算執行の状況報告と、予算額に対する費用対効果の検証が必要であろう。

以上の通り、環境審議会の答申が、予算獲得に多少は寄与しているものと推察される。また、予算が付くことによって、担当課はその消化のために施策の推進を迫られることもあり、予算化は重要であるが、同時に、この予算執行の状況報告と、予算額に対する費用対効果の検証が必要となる。

(5) 「茅ヶ崎市環境基本計画 (2011 年版) 進捗状況報告書 (平成 25 年度版)」全体について

茅ヶ崎市環境基本計画 (2011 年版) に位置付けた目標と重点施策の平成 24 年度における進捗状況について、「茅ヶ崎市環境基本計画 (2011 年版) 進捗状況報告書 (平成 25 年度版)」が発行された。環境審議会では、この報告書に基づいて主要担当課より重点施策の進捗状況の説明を受

けて、平成 24 年度の進捗状況について評価を行うとともに、それに基づいて予算化措置も含めて今後の取り組みの方向性を提案することにした。以下にその報告書全般にわたっての改善点などの提言を取りまとめた。

1) 記載方法について

「平成 24 年度の取り組み目標」の項は短文で記載目的が不明であり、わざわざ項目として起こしている意味がない。しかも、記載内容が具体性に欠ける上に、目標は平成 32 年度までに到達する目標であるから、こうした書き方としての項は不要である。もし記載するなら、全体目標に対して当該年度の具体的推進目標を記載するべきである。また、「取り組みの概要」の項の前半部分の記述は、「重点施策」の概要説明であり「取り組みの概要」になっていない。

基本的には「重点施策の概要」→「当該年度に取り組んだ内容（概要）」→「当該年度の取り組みに対する自己点検・評価（どういう成果が得られたか）」→「次年度に取り組むべき課題と方向性」といった順で記載した方がよい。

2) 記載内容について

記載内容が具体的でない。特に、「～を実施した。」というような表現で終わっており、実施内容が不明確で評価が困難であり、平成 23 年度版を評価した昨年の答申にも「～を実施した。その結果、……であった。」など、重点施策の実施に伴ってどのような進展があったのか、もっと具体的な内容の記載を希望する旨を指摘した。しかし、平成 24 年度版における重点施策ごとの進捗状況の記載ページ数は下記の表 12 のとおりで、特に自然環境に関する重点施策 1～20 の記載はページ数が少なく、上記のような施策の実施にともなう影響や効果の検証結果の記載がなく、改善が見られなかった。次年度の報告書には、是非、記載していただきたい。

表 12 進捗状況報告書の重点施策別の所用ページ数

分 野	平均ページ数	最小ページ数と最長ページ数
自然環境：重点施策 1～20	1.6 ページ	最小 1.0 ページ ～ 最長 3.0 ページ
生活環境：重点施策 21～31	2.8 ページ	最小 1.8 ページ ～ 最長 4.0 ページ
共 通：重点施策 32～37	1.6 ページ	最小 1.0 ページ ～ 最長 2.0 ページ

3) 「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）年次報告書」（みどり表紙）と「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書」（ブルー表紙）の連続性と整合性について

前年度に実施した取り組み評価と今後の施策展開を記載する「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）年次報告書」（みどり表紙・年度末発行）と、前年度に実施した環境施策の検証報告と市民・市民団体・事業者の取り組みに関する報告である「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書」（ブルー表紙・7 月発行）の間に連続性と整合性を持たせる必要がある。

茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）をスムーズに進行させるためには、PDCA サイクルをしっかりと循環させる必要があり、環境審議会は、担当課による自己点検・評価とともに、その Check（C）機能を担っている。そのために、環境審議会の審議に基づく答申を盛り込んだ「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）年次報告書（平成 24 年度版）」（みどり表紙）が発行されており、その中には環境審議会が答申した「平成 23 年度の取り組みに対する環境審議

会評価」が記載されている。この項は、平成 23 年度の担当課の取り組みの評価とともに、今後の重点施策を施行するに際して環境審議会としての意見具申や要望を記したものである。しかしながら、それが「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書（平成 25 年度版）」（ブルー表紙）に記載された「（平成 24 年度の）取り組みの概要」には、環境審議会の評価や指摘事項がほとんど反映されていない取り組みが多い。特に、自然環境分野の重点施策 1～20 は、それが顕著である。

今後の重点施策の推進に当たっては、前年度の指摘事項を踏まえて当該年度に確実に実施できる実施目標を起案し、それを実施することで PDCA サイクルが正しく廻ることになる。そうすれば、前年度の年次報告書を受けて進捗状況報告書が記載されることになり、年次の連続性と 2 冊の整合性がとれるようになる。

4) 重点施策に対する担当課の役割分担の明確化

重点施策 37 施策のうち、担当課が 1 課だけである施策は 17 あり、複数の担当課による施策は 20 施策である。担当課が複数にまたがる重点施策は、各担当課が各々独自で施策の推進を行っており、合同施策となっていない場合が多い。複数の担当課であっても主たる担当課の主導のもとで、相互の連携と綿密な打合せの上での推進を行い、その内容を進捗状況報告書で明確にしていきたい。特に、担当課が複数にまたがる場合は、役割分担が明確でなく、各々に遠慮が生じているのではないかと懸念される。そのような場合は、環境問題に関しては環境政策課にその権限を集中させ、環境政策のリーディング・ユニット（先導部隊）とするような体制が必要と思われる。

5) 市民意見の反映について

平成 24 年度の進捗状況報告書に対する市民意見の回答は、年度末に発行の「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）年次報告書」で公表されていたが、市民意見を環境審議会答申に反映する参考として、担当課は市民意見受理後、速やかに回答を作成・公表した方がよいと思われる。